

## ○南陽市パブリックコメント手続実施要綱

平成24年3月30日

告示第47号

### (目的)

第1条 この要綱は、市政の基本的な政策形成の過程においてパブリックコメント手続を実施するため必要な事項を定め、もって市民等の市政への参画の機会を広げるとともに、より透明性の高い行政運営に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリックコメント手続 立案する政策の内容や趣旨を公表して市民等から意見を求め、それらの意見を考慮し、意思決定を行うとともに、提出された意見の概要、それに対する市の考え方等を公表する一連の手続をいう。
- (2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会
- (3) 市民等 市内に住所又は勤務先を有する者、市内に存する学校に在学する者及びパブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するものをいう。

### (対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象は、次のとおりとする。

- (1) 市の基本的な政策を定める計画又は個別の行政分野における施策の基本方針を定める計画の策定又は重要な改正
  - (2) 市の基本的な制度を定める条例の制定又は改廃
  - (3) 市の基本的な方向性を定める憲章又は宣言の制定又は改廃
  - (4) 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定又は改廃（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、パブリックコメント手続を実施しないことができる。
- (1) 緊急を要すると認められるもの
  - (2) 軽微な変更と認められるもの
  - (3) 策定等に当たり、意見聴取などの手続が法令、条例等で定められているもの
  - (4) 審議会その他の附属機関（これに準ずる機関を含む。）による答申等に基づき策定等をするもの

### (計画等の案の公表)

第4条 実施機関は、前条第1項各号に掲げる計画等（以下「計画等」という。）の策定をしようとするときは、あらかじめ当該計画等の案（以下「計画等の案」という。）を市民等に公表するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により計画等の案を公表しようとするときは、次に掲げる関連資料をあわせて公表するものとする。

- (1) 計画等の案を作成した趣旨、目的及び背景
- (2) 計画等の案を立案するに当たっての考え方
- (3) 前2号に掲げるもののほか、計画等の案の公表に関し必要と認められる資料  
(公表の方法)

第5条 実施機関は、計画等の案及び関連資料を当該計画等の所管課に備え付け、閲覧に供するとともに、市のホームページ等に掲載するものとする。

(意見の提出)

第6条 実施機関は、市民等からの意見の提出の利便を図るため、意見の提出期間及び提出方法を計画等の案を公表する際に明示するものとする。

- 2 意見の提出期間は、おおむね1月とする。
- 3 意見の提出方法は、市長が指定する場所への持参、郵便、ファクシミリ、電子メールその他実施機関が適当と認める方法とする。
- 4 市民等が意見を提出する場合は、住所、氏名及び連絡先を記載するものとする。

(意見の取扱い)

第7条 実施機関は、市民等から提出された意見を十分に検討の上、計画等の意思決定を行うものとする。

- 2 実施機関は、市民等から提出された意見の概要及び当該意見に対する実施機関の考え方を公表する。この場合において、提出された意見を検討した結果、計画等の案を修正した場合には、修正した内容及びその理由を公表するものとする。
- 3 前項の公表の方法については、第5条の規定を準用する。

(市長への事前報告)

第8条 市長以外の実施機関は、パブリックコメント手続を実施しようとするときは、あらかじめ計画等の案及び第4条第2項各号に掲げる事項を市長に報告しなければならない。

- 2 市長以外の実施機関は、前条第2項の規定により意見の概要等を公表しようとするときは、あらかじめ市長に報告しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、パブリックコメント手続の実施に関し必要な事項は、実施機関がそれぞれ定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。